

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、地域包括ケアシステムの中心的な役割を果たすことになると感じています。横浜市型地域包括ケアシステムは高齢者が中心となっていますが、私たちは子ども、障害のある方等支援が必要な方々を包括的にとらえており、まさに地域ケアプラザのすべての業務が直結しています。その目標に向けて多様な主体と連携・協働しながら事業を進めていきます。

《具体的な取り組み》

●地域や関係機関と連携して「ハートプラン」を推進していきます。

地域や区・関係機関等との連携を強化して、具体的な内容を検討しながら誰もが安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を目指します。

●地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでいきます。

①地域の方々が自身の身近な場所で仲間とともに健康づくり・介護予防に取り組めるように5職種で進めていきます。

②生活支援コーディネーターを中心に地域での「共助」をより一層意識できる取り組みを行います。

③医療機関と介護事業所等による情報の共有化等により双方の連携を進めます。

④チームオレンジの活動や認知症サポーター養成講座等により、できるだけ多くの地域の方々に認知症の理解と共に、認知症になった方や家族等を支援ができるように認知症対策を進め、認知症の人が安心して自分らしく暮らせる地域を目指します。

⑤高齢者がどのような状況となっても、人としての尊厳を保持し、その方らしく暮らし続けていくことができるように、必要な時に適切な制度が利用できるように普及啓発活動に取り組みます。

●ボランティア参加者の割合が高い戸塚区の特色をより強めていきます。

ボランティア活動をさらに活発化させるための支援を行うとともに、高齢化しているボランティアの担い手を確保するために、「シニアボランティア登録研修会」等を開催し新たなボランティアの育成に取り組みます。

●高齢者支援

①高齢福祉に関する情報を提供するとともに通所介護、居宅介護、介護予防支援等を提供します。

②民生委員や社協等様々な関係機関と連携し、一人暮らし・二人暮らし高齢者の見守りや高齢者虐待防止の見守り活動等を進めます

●子育て支援

①地域・関係団体等と連携し、子供たちが安心して過ごせる地域となるよう様々な支援を進めます。

②子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子で参加できる場の提供を行います。

●障がい児・者支援

①福祉制度に関する情報提供を行います。

②地域・関係団体と連携し、障がい児・者の居場所、余暇支援事業を行います。

《前期までの取り組み（重点実施項目）》

●総合相談の充実を目指して取り組みました。

①事業名「ハートラインMM」：H23年度より実施している、民生委員との独居・高齢世帯への戸別訪問事業（ハートラインMM）は、「見守り」をより強化する事業として、拡充させ取り組んで来ました。またこの事業を通じて早い時期から今後支援が必要となる可能性がある方々と会うことが出来、支援が必要になった際にはスムーズに支援できる体制を整えることが出来ました。

②事業名「出張相談」：戸塚町第2地区の方や駅周辺の方々より、「ケアプラザが遠い」や「最後の上り坂が嫌だ」という声から、駅近くとバス停近くの「老人福祉センター戸塚柏桜荘」で毎月「出張相談」会を開催しました。

このような取り組みの結果、月の相談件数が「300件」を超えることもありました。

年度	相談件数（年間合計）	月平均件数
令和3年度	2,775件	231件
令和4年度	3,297件	275件
令和5年度	3,129件	261件

●健康促進と閉じこもり・孤立防止事業に取り組みました。

事業名「戸塚町ふれあいポイント」：平成22年より取り組んでいる「戸塚町ふれあいポイント」事業は、高齢者のみならず、子育て世代、シニア層にも浸透しており、商店等の協力も得ながら、実施しました。ふれあいポイントカードを持って各種事業に参加することでポイントを獲得し、12ポイントが貯まったら、協力店に行って様々なサービスを受けることができます。

令和7年2月1日現在 登録団体45団体 協力店19店

●認知症普及啓発に取り組みました。

事業名「認知症サポーター養成講座」：認知症サポーター養成講座は、キャラバンメイトの方と協働し、自治会町内会・高齢者サロン・高齢者施設スタッフ・老人福祉センタースタッフ・スーパーマーケットスタッフ・小学校・中学校・建設会社・医療機関等、様々なところで開催し、多くの方に認知症についてご理解いただき支援ができるように取り組みました。

●地域の支え合いのための新たな地域資源が独立しました。

団体名「南戸塚支え合い隊」：戸塚町にお住まいの高齢者の方を対象に「生活のちょっとした困りごと」を支援するボランティア団体として、創設から後方支援し、令和5年度自主活動化しました。高齢者の方から直に依頼がある場合や民生委員、ケアマネジャーから依頼が入る時もあり、着実に地域に根付いてきています。

●ケアプラザの周知と地域の連携を目指しました。

事業名「南秋祭」：ケアプラザの周知と小中学校の生徒の活動発表の場として、地区社協・保健活動推進員・青少年指導員等に協力していただき毎年開催しています。近年は「共生社会」の周知の活動の一つとして、障がい者施設 6 施設にもご協力いただき開催することができ、来場者も 1,000 人を超える年もありました。

開所 10 年を機会に全職員よりケアプラザのキャッチコピーを募集し、「誰でもいつでもケアプラザ！あなたのそばに南戸塚♪」を作成しました。令和元年、元号が新しくなりこれからの南戸塚地域ケアプラザのキャッチコピーを再度全職員から募集し、「住んでてよかった～戸塚町」を作成しました。第 4 期指定管理期間において、地域の方々、多くの関係機関と文字通りの「顔の見える関係づくり」を实践すべく地域で開催されている定例会等に多く参加し、ケアプラザの機能の紹介や自主事業を始めとする様々な情報発信を行ってきました。しかしながら新型コロナウイルスの影響もあり数年間計画通りには進めることができなかったこともあります。

次期指定管理期間のキャッチコピーは、「支え合う地域で、未来へ繋ぐ戸塚町」とし、冒頭で述べた「具体的な取り組み」や「前期までの取り組み（重点実施項目）」を継続して行い、戸塚町の方々が心から「住んでてよかった」と感じられるような成果を目指します。

今後も地域内にある専門機関の自負と使命を基本にフットワークの軽い、地域の方々に寄り添ったケアプラザを実行するべく、職員個々のレベルアップと連携に取り組んでいきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

《地域の特色・課題及び将来像》

●南戸塚地域ケアプラザは、戸塚第一地区連合町内会、戸塚第二地区連合町内会が担当エリアとなります。

●戸塚町全体としては駅周辺の再開発により、商業施設が立地し、マンション開発の活発化から 30～50 代前半の比較的若い世代の転入が多く高齢化率は約 22.4%（2024 年 3 月）と横浜市（25.0%）や戸塚区（25.9%）のそれと比べると低い状況となっています。しかしながら地域によっては何世代にもわたり住んでいる方が多く、高齢化が進んでいて自立して生活できていた高齢者世帯が徐々に何らかの支援が必要となってきています。

●地区社協や民生委員等の活動が活発に行われています。

●若い世代が増加していることから、子育てから高齢者まで求められている福祉ニーズは、地域単

位で多様化・複雑化しています。

- 交通についてはバスが主になっていますが、バス停までが大変だという声が上がっています。また、山坂が多く高齢化が進む中で外出に困難さが見られます
- ケアプラザが担当圏域の端に存在しており、駅周辺の方々には「遠い」イメージがあります。また、ケアプラザ自体も高台にあり、どこから来館するにも最後に坂を上らなければならない立地となっています。
- 様々な担い手が高齢化しています。

《地域の課題の把握・分析方法等》

- 日々の総合相談等の業務を通じて、地域の方々、団体、事業者等様々な方から情報を収集します。
- 地域団体の定例会、行事、サロン等を通じ課題を把握します。
- 地区踏査も兼ねた民生委員との同行訪問を定期的 to 実施し、訪問先の方だけではなく、地形等地域の様子も把握していきます。
- 区等から発する様々な情報を客観的データとして把握します。
- 「地域ケア会議」の個別ケースの支援内容の検討を通じ、課題分析を行うことによって地域課題の把握に努めます。

《将来像にかかわる取り組み》

- 開所以来実施している「ケアプラザで待つのではなく、地域に出向く事業」をより拡充させます。
- 小地域毎にニーズに合った事業や講座等を積極的に行います。
- 地域団体と協力し高齢者の見守り活動をすすめ、高齢者の方が集える居場所をつくります。
- 駅周辺の事業者と協力し、認知症サポーター養成講座を開催し、広く認知症の理解、認知症になった方や家族等を支援ができるように認知症対策を進めます。
- 子供の居場所づくりと共に、育児をする母親等の支援を行います。
- 若い世代から、地域活動・福祉に関する興味を持てるような仕掛けづくりに取り組みます。
- 何歳になっても生きがいや役割のある生活が送れるように「よこはまシニアボランティアポイント」をツールに地域の方々に働きかけていきます。
- 南戸塚地域ケアプラザで、2010年（当時高齢化率 17.8%）より始めている「ふれあいポイント事業」を通じて、地域の方が主体的に楽しく継続して健康づくりに取り組めるよう普及啓発活動を継続します。
- 災害時に要援護者の避難支援を確実にできる仕組みづくりを進めます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域の多様な主体がそれぞれの得意分野や強みを生かしながら役割が果たせるよう連携を進めていきます。

《地域・行政・区社協との連携》

- 区役所・区社協とともに「ハートプラン」の連携チームの一員として推進会議等に積極的に参加し、個々の取り組みに関わります。
- 地区社協との連携を密にし、課題について支援するとともに地区社協の活動に協力していきます。

《区役所との連携》

- 毎月の所長会、職種ごとの連絡会等様々なことで日々連携していきます。
- ケースカンファレンスは毎月開催し、虐待ケースや対応困難ケースなど状況を共有していきます。
- 高齢者・児童・障がい者の虐待等が発生した場合は、区と緻密に連絡を取り合いながら虐待防止のための活動を行います。

《区社協との連携》

- 区社協の1層生活支援コーディネーターとケアプラザの2層生活支援コーディネーターは連携して生活支援や地域活動についての検討をしていきます。
- ボランティアセンターと連携し、地域の情報やボランティアの活躍できる場の提供を行います。
- あんしんセンター等区社協事業が必要な方には、区社協につなげていきます。

《関係機関との連携》

- 小学校・中学校と連携して、「福祉学習」「高齢者疑似体験」「車いす体験」「認知症サポーター養成講座」等様々な出張講座を行います。
- 高校、大学、看護学校等を連携して、学生実習生を受け入れや、ボランティアを受け入れていきます。

《他の地域ケアプラザとの連携》

- 所長会や各職種の連絡会等で日常的に情報交換をおこないます。また、共催事業の開催を検討します。

(4) 合築施設との連携について（上矢部・東戸塚地域ケアプラザのみ記載）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

《経営理念》

社会福祉法人朋光会は「1人ひとりの笑顔のために」を経営理念としています。先発の医療法人豊医会と「アポロングループ」の名称で連携し、「安心して暮らせる社会への貢献」をテーマに、医療と福祉の総合力による「安全」と「安心」と「癒し」を地域社会に提供することを使命としています。

《行動指針》

＜安心＞ 私たちは、いつも真摯に仕事に取り組みます。

＜安全＞ 私たちは、いつも正々堂々、偽りなく行動します。

＜癒し＞ 私たちは、いつも心に豊かさと余裕を忘れません。

これらの経営理念や行動指針のもと、毎年事業方針を設定し、展開しています。

《業務実績等》

在宅サービスから施設サービスに至るまでの医療・看護・介護・生活支援サービスを連携のもとに展開しています。

- ・特別養護老人ホーム 太陽の國（150床：昭和62年開設）
- ・デイサービスセンター横浜市戸塚柏桜荘（平成11年移管、開設）
- ・老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘（平成18年より指定管理者）
- ・特別養護老人ホーム 太陽の國ほ도가や（ユニット型88床：平成18年開設）
- ・横浜市名瀬地域ケアプラザ（平成20年開所 指定管理者）
- ・横浜市川島地域ケアプラザ（平成23年開所 指定管理者）
- ・養護老人ホーム 名瀬の森（120床：平成31年開設）

《連携する医療法人》

- ・左近山中央診療所（有床診療所 19床：昭和43年開設）
- ・左近山訪問看護ステーション（平成12年開設）
- ・左近山ホームケアサービス（平成12年開設）

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

●令和5年における法人資金収支決算の対予算執行状況はつぎのとおりです。

令和5年度資金収支 予算実績対比表 (単位：千円)

摘 要		決 算①	予 算②	差 額 (①－②)
経常収支	収 入	2,176,541	2,181,821	△5,280
	支 出	2,050,805	2,038,759	12,046
	収支差額	125,736	143,062	17,326
設備収支	収 入	10,839	7,983	2,856
	支 出	94,529	85,173	9,356
	収支差額	△83,690	△77,190	△6,500
財務収支	収 入	8,194	2,560	△5,634
	支 出	12,596	11,868	728
	収支差額	△4,402	△9,308	4,906
資金収支差額計		37,644	56,564	△18,920

令和5年度の法人資金収支は37百万円の黒字であった。安定した経営基盤を維持している。また、過去3年の資金収支実績の推移を見ると令和3年度から令和5年度までは資金収支差額は毎年黒字決算となっている。法人の本業である経常収支差額の推移は約1億円以上の黒字を計上している。令和3年度の財務収支の収入は福祉医療機構の新型コロナウイルス対応支援資金による融資による収入。

資金収支実績の推移 (単位：千円)

年度 摘要		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
経 常 収 支	収 入	2,139,888	2,152,651	2,176,541
	支 出	2,001,623	2,046,189	2,050,805
	収支差額	138,265	106,462	125,736
設 備 収 支	収 入	11,474	97,298	10,839
	支 出	91,876	176,951	94,529
	収支差額	△80,402	△79,653	△83,690
財 務 収 支	収 入	110,354	8,693	8,194
	支 出	14,497	12,178	12,596
	収支差額	95,857	△3,485	△4,402
資金収支差額計		153,720	23,324	37,644

当法人は法人税、事業税及び法人住民税を課される収益事業は行っておりません。尚、当法人の会計は社会福祉法人の会計基準に準拠し、収支及び事業活動の状況並びに財務状況に関する計算書類は適正に作成されています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

《配置職員予定》

所長・・1名

地域活動交流・・コーディネーター：1名、サブコーディネーター：4名

地域包括支援センター・・社会福祉士：2名、保健師：1名、主任ケアマネジャー：1名

生活支援体制整備事業・・コーディネーター：1名

を予定しています。

- 朋光会では地域ケアプラザ3館、老人福祉センター1館、介護老人福祉施設2施設、養護老人ホーム1施設を運営して人員の採用について、積極的に行っています。
- ケアプラザの運営に必要な専門職の任用資格を持つ職員は複数在籍しています。
- 不測の事態で職員の欠員が生じた場合でも法人内異動等に配置可能な状態にあります。
- 高齢者人口が多い圏域のため、包括支援センターは4名配置となります。
- 総合相談の充実を目指すため、社会福祉士を加配予定です。
- 施設点検日においても、総合相談の受付は実施予定のため、相談員は年末年始以外配置します。
- 相談のために来館をされた際、地域包括職員が不在のときでも、お断りすることなく対応できるようにコーディネーター職員についても相談の初期段階まで対応可能となるように育成します。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

- 朋光会は、全事業所職員を対象に法人本部によるキャリアパスシステムを導入しており、職場内研修や外部研修への参加、各事業所内プロジェクトや勉強会を通して技術・知識・マインドの向上を目的とする職員の教育・育成を図っています。
- ケアプラザでは、毎年度研修計画を作成し、常勤・非常勤を問わず様々な研修に参加できる環境を整えており、市・区・社協等が実施する外部研修へも事業所負担にて積極的に参加させ、報告会等を設けその情報を全員で共有するようにしています。
- 新たに採用した職員（全職種）に対しては、ケアプラザの概要及び南戸塚地域ケアプラザの取り組み・5事業の説明等を行い、ケアプラザの特性や地域の状況を理解させた後、各々の職務に従事させます。
- 各事業の中で、OJTにより先輩職員等から指導を行い、より高いレベルの業務に努めます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザを利用される地域の方々が安心して利用でき、清潔で快適な施設であるために以下の通り施設の保守管理に努めます。

●常にご利用者の安全・安心を、第一に考えます。

①毎月1回は定期点検日、定期床清掃日を設けています。安全を維持するには定期点検が必要です。貸館業務は止めてしまいましたが、貸部屋の稼働率が低い日曜日に行います。また、相談業務は、施設点検日においても止めることなく対応します。

②職員による日常的な管内巡視や点検、清掃等を行います。日常清掃は業務委託を行いますが、机の鉛筆の汚れ等細かい箇所については、巡視時に気が付いた際に清掃を実施します。

③安全管理のため、故障・破損が発見された場合は、区役所と十分な連携を取り、利用される地域の方々に対して不便が最小限となるよう職員が迅速に応急処置を行い、その後速やかに業者の手配を行います。

④施設保守・点検等は、総合ビルメンテナンス業者に業務委託を行い、総合的に管理していきます。

⑤開所22年が経過し、経年劣化による不具合が出てきていますが、利用者の安全を第一に区役所と連携を取りながら優先順位をつけ計画的に修繕を行っていきます。

●安全・清潔な施設となるよう維持管理に努めます。

①職員には日々の業務の中で、危険を感じずる状況を報告するシステムとして、危険箇所アンケートを全職員に年2回実施します。危険箇所の発見、気付きだけでなく、施設管理への意識を持つことができるようにと考えています。

②感染症対応マニュアルに基づき、対策のチェックを行うとともに、年2回の感染症・感染症対応研修を実施し、職員の感染症に対する意識の向上に努めます

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

《事故防止・事件事故発生時の緊急対応について》

●法人・施設内の緊急連絡網を配備して、事故や災害発生時の迅速で的確な対応ができるように連絡体制を確立します。

●事故対応責任者を所長として全ての事故報告を掌握し、職場毎に定めた緊急時対応策を確認、指

導する体制をとります。

●職員は、軽微なもの（ヒヤリハット）から報告書を作成し、事故の振り返りが確実にできるよう、提出された報告書をもとに、随時対策検討委員会を開催し、今後の対応・具体策を検討した結果を全職員へ周知して再発防止に努めます。

●防犯については、警備会社と業務委託契約を締結して職員不在の際でも警備を可能とし、24時間体制で防犯対策を行います。

《防災訓練・人命救助訓練の実施》

●年2回の防災訓練を実施し、職員に初期消火から避難誘導、AEDの操作方法をはじめ心肺蘇生法等の体験と訓練を行い、非常の際に備えます。

●災害時の福祉避難場所として、地域住民への周知と職員の意識啓発を行うと同時に、福祉避難場所開設訓練を実施します。

《マニュアルの整備》

●事故防止・防犯・防災・急病などの対応に関するマニュアルを整備し、全職員の業務として標準化します。

●管理者不在時の対応についても、フローチャートにより、指示、連絡、報告系統を整え、遅滞なく対応できるようにします。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

●福祉避難所の開設及び運営に関するマニュアルを作成しています。

●年2回行う防災訓練の際には、福祉避難場所の開設訓練も合わせて実施し、発災時に備えます。

●発災時の職員の安否連絡システムを導入しています。

●職員には参集条件を伝え、参集方法等の確認を行います。

●福祉避難所情報共有システム活用訓練に参加し、行政への連絡方法を所長以外の職員も習得します。

●福祉避難所の運営には人員の確保が必要になることから、日頃より災害時のボランティアとして協力いただける方の育成に努めます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

- 自然災害及び感染症に関する業務継続計画（BCP）を作成しています。
- 計画に基づき、毎年計画に関する研修を行うと共に、BCP のシュミレーション訓練を行います。
- 行政が発行しているハザードマップにより、地域の実情把握や担当エリアの水没、がけ崩れ等の危険個所の把握を行っています。
- 防災マニュアルに基づき初期消火・避難誘導・AED による心肺蘇生等の訓練を年 2 回行います。
- 通所事業において、近隣事業所と感染症まん延時にスタッフが欠員となった場合の協定締結に取り組みます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域の福祉の拠点として、公な施設であり公共性の高い事業を行うことを職員一同十分に意識して、地域住民に対して公正中立なサービスの提供がなされるよう、職員への指導を行っています。

●貸館・自主事業受付時における公正中立性

①貸館申し込みは、使用日の 3 か月（※）前の同日より受付可能として、申し込み順で予約を受け付けます。（※：団体登録種別により 2 か月前、1 か月前となる）

②自主事業の申し込みは、先着順を基本としますが、企画段階で参加人数が多く見込まれるものは抽選制をとするなど、より多くの方に機会を設けられるようにします。

●介護保険サービスにおける公正中立性

①ケアプランを作成する際は、ハートプランや様々な情報を提供し、特定の事業所に偏らないようにします。

②介護予防プランを委託する際は、利用者・家族の方に居宅介護支援事業所の場所や特徴などを説明し、可能な限り利用者等に事業所の選択をしていただきます。

●公正中立性が保たれているか否か、年に一度アンケート調査を行い振り返ります。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域の皆様からのご意見やご要望をあらゆる機会に頂けるように検討を重ねます。その内容については業務改善への取り組み課題として捉え、誠意をもって適切に対応していきます。

●アンケートを実施します

①地域包括支援センター、生活支援体制整備事業及び地域活動・交流において、それぞれ年1～2回のご利用者アンケートを実施します。ご利用者からのご意見を直接伺えるように自主事業ごとに参加者アンケートを行い、事業評価による内容の充実を目指します。

②居宅介護支援事業所でも独自のご利用者アンケートを実施し、よりの確なマネジメントの提供ができるように取り組んでいきます。

③デイサービスについても、利用者アンケートを行い、第三者機関による介護サービス利用者評価を毎年受け、事業の運営に役立てます。

●ご意見箱を設置し、対応、改善の取り組みを行います。

①施設内では、玄関と各貸室内にご意見箱を設置し、利用者の率直なご意見が頂けるようにします。

②要望や苦情については、所長を解決責任者として受付担当の職員を配置し、頂いたご意見は職員で構成する苦情解決委員会で検討し、結果は速やかに館内に設置するご意見・ご要望コーナーのボードに内容と施設の対応を掲示して、来館されるどの方にも透明性のある周知をします。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

《個人情報の保護》

●職員一人ひとりが常に意識を持てるよう事業所として定期的な点検・研修を行ない、個人情報漏洩事故の発生防止に努力しています。

●朋光会個人情報管理規程に定める管理体制による管理責任者として所長がその任を負い、施設における個人情報保護のマニュアルを作成しています。

①個人情報が含まれるケースファイルや記録、資料などについては施錠管理を徹底します。

②個人情報の含まれている文書については必要時以外には施設外への持ち出しはしません。

③契約など訪問時の個人情報の文書持ち出しは必要最低限とし、持ち出す際は専用のケースとカバンに収納し確実に持ち帰れるようにします。

④PC等は、パスワードをかけています。

⑤個人情報の漏洩事故があった場合は、指定管理者として事故発生時の報告を速やかに行い適正な対処を行います。

●全職員を対象に個人情報の取扱いに関する研修を毎年一回以上実施します。研修では個人情報

保護の重要性を常日頃から意識するよう、職員が交代で講師を担当するなど、毎年工夫をしながら実施します。研修後は効果測定も行い、知識の把握レベルを確認します。

●事務連絡のため書類をFAXまたは郵送する場合は、ダブルチェックを励行するなど、誤送付の防止策を各部門においてマニュアル化して徹底します。マニュアルは適宜見直しを行って必要な改定をします。

●職員、委託業者、実習生から個人情報保護に関する誓約書の提出を求め、個人情報保護について意識付けを行います。

《情報公開への取組》

●法人ホームページに法人の運営状況や財務状況等を公表しております。また南戸塚地域ケアプラザのページでは活動内容や利用案内等を公開しており、内容の充実に努めております。

●横浜市の保有する情報の公開に関する条例の趣旨に則り、個人情報開示請求があった場合は、情報公開に関する規程に基づき対応します。

《人権尊重への取組》

●全職員を対象とする法人オリエンテーションや職員研修では、基本理念、個人情報保護、人権尊重についての認識の徹底を図っております。

●外部研修を通じて職員の人権に関する意識の高揚を図っております。

●高齢者・児童・障がい者の虐待等が発生した場合は、区と緻密に連絡を取り合いながら虐待防止のための活動を行います。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

《環境への配慮について》

環境への配慮は社会全体が最も取り組むべき重要課題であり、地域ケアプラザでは積極的にごみの減量・リサイクルを進め、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進拠点として、地域ケアプラザ全職員が率先して取り組んでいます。

●市役所ごみゼロルート回収に参加し、ゴミの分別に積極的に取り組みます。

●プラごみの資源化に積極的に取り組みます。

●多くの来客者が予想されるお祭りなどのイベントを企画・開催する際に、模擬店で行っている容器のデポジット制で開催し、プラごみの排出削減に取り組みます。

●日常業務では、両面コピーや裏紙の再利用に努めています。

●職員は可能な限り自動車の使用を控え、スクーターや自転車を利用し、二酸化炭素の排出抑制に努めます。

●冷暖房使用時の温度設定を環境に優しいエコ温度設定とします。

《市内中小企業優先発注について》

●市内中小企業振興条例に基づく取り組みに協力していきます。

●施設の改修・修理・保守・点検・清掃等の業務委託や什器備品・消耗品の購入について、指名や見積の段階から、ほぼ総て市内の業者を対象として発注を行います。

《男女共同参画推進について》

●性別による役割の差別がないように取り組みます。

●DV やハラスメント等困難を抱えたあらゆる女性からの相談を受け止め、行政等関係機関と連携し対応します。

●子育て支援事業等では、父親が参加できる取り組みを行います。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

《貸館ボードの活用》

●地域の方々に施設の貸館の利用状況が、来館時に一目でわかるように、玄関ホールの貸館ボードに貸室の概要説明を掲示し、3ヶ月間の貸室予定表を掲示し、希望の部屋の予約状況を視覚的に分かりやすく表示し、予約受付などの事務作業の効率を上げます。

《PR・利用促進について》

●ホームページで貸館の案内や貸館の規定、予約方法等を掲載し、施設利用を促します。

●広報紙には講演会や自主事業の広報をはじめ、ケアプラザ事業への参加やボランティアの協力依頼等を掲載して地域の方々への情報提供を随時実施していきます。

●毎月1,500部発行する広報紙は地域の自治会町内会や、地域内の福祉施設や医療機関、社協、行政関係等に配布・設置し、回覧にて周知を行います。

●毎週定例的に貸室をフリースペースと設定して、子育て中の親子に自由に使用していただき、利用促進につなげていきます。

《地域連携と他機関への情報提供》

●地域の老人会や、民生委員児童委員協議会等の定例会に参加し、ケアプラザの講演会や行事のチラシやポスターの設置や配布などを通してさまざまな情報提供を行います。

●地域の町内会のお祭りや行事に参加し、積極的に地域との連携を図りながら、地域の方々の暮らしに密着し、地域の課題に沿った情報提供や事業の広報活動を実施していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- 地域の福祉の総合相談窓口として、認知症や精神疾患、障がいや子育てに関する相談など、地域の様々な相談に対して的確な支援が行えるよう、地域包括の職員を中心に、内容に応じて地域ケアプラザ全体で情報を共有しながら適切に取り組みます。
- 職員の相談体制の確保と、相談援助技術の向上を目的に、研修や事例検討などを継続的に実施していきます。
- アプローチや支援困難と考えられるケースは、行政、関係機関等と個別のケース会議を開催し情報を共有しながら対応を検討し、適切な支援につなげます。
- 地域ケア会議をツールに様々な機関に声掛けして、多職種連携を進めていきます
- 障がい者分野については、障がい児余暇支援事業や精神障がい者対象の自主事業等を通して、個別支援と、参加者への情報提供、専門機関との連絡調整を行いながら支援していきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

- 地域ケアプラザは地域住民への包括的なケアを実現するための中核的存在として、担う役割は大きく期待されていると認識しています。その役割を果たすため、ケアプラザ内各部門及び関連施設との情報共有を次のように進めていきます。
- ケアプラザ職員間の連携ができるよう、毎朝個々のスケジュールを全員で確認し、お互いの業務調整と必要な情報共有ができるようにしています。
 - 月 1 回部門担当のリーダーのミーティングを行い各部門間の情報共有を図ると同時に月 1 回職員全員での会議を持ち、情報交換・共有を行っています。
 - 5 職種による連携会議を月 1 回開催し、地域の定例会、訪問したサロン等の情報を共有します。
 - 地域ケア会議では、地域医療、サービス関係者、民生、自治会等、様々な関係機関の方々の参加のもと、地域課題を掘りおこし、課題解決への検討を重ねています。
 - 近隣の老人福祉センター「戸塚柏桜荘」と事業の連携を行います。出張相談会をはじめ「シニアボランティアポイント」講座等様々な事業で連携を強化します。
 - 駅周辺の「ケアプラザが遠い方」でも参加しやすいように、戸塚地区センター等「駅チカ」施設と連携をしていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域課題、地域の状況等の把握は地域の方からの情報が重要です。そのため、地域の関係団体や関係機関の方々との顔の見える関係をさらに強化し、地域の力として様々な場面で活躍していただけるような事業の企画運営を実施していきます。

●自治会町内会や民生委員児童委員、保健活動推進員、スポーツ推進委員、ヘルスメイト等の方々に多くの事業で協力を頂きます。

●医療機関や介護保険サービス事業所等との関係をさらに深め、多職種が連携した住民への個別支援ができるよう地域ネットワークを構築していきます。

●民生委員児童委員と地域ケアマネジャーの連絡会や医療機関との合同の事例検討会や勉強会を継続的に実施し、地域連携がさらに拡大・充実するよう支援していきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

●戸塚区運営方針の基本目標である「こころ豊かに つながる笑顔 元気なとつか」をケアプラザの事業に落とし込みます。

●戸塚区が挙げている「目標達成に向けた施策」

施策1 人と人がつながるまちづくり

施策2 安全・安心を実感できるまちづくり

施策3 誰もが自分らしく健やかに暮らせるまちづくり

施策4 活気に満ちた魅力あふれるまちづくり

施策5 区民に信頼され親しまれる区役所づくり

上記施策の1～4についてはケアプラザ事業の「地域交流・活動」「地域包括支援センター」「生活支援体制整備事業」に直接関係し、施策5については「地域に信頼され親しまれるケアプラザ」と読み替えると区運営方針そのものが「ケアプラザが行うこと」と理解しています。

●ケアプラザとして出来る事業、やるべき事業など、新たな事業展開を常に検討・実施し、区や社協に提案していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- 区地域保健計画と地区別計画を推進することが地域ケアプラザの使命と考えています。
 - ①推進するために地域や行政・関係機関とともに様々な取り組みを行っていきます。
 - ②地区社協・民生委員等と日頃から顔の見える関係を築いていきます。
- 事務局及び支援チームの一員として積極的に参加し、ケアプラザの在り方やケアプラザならではの事業展開について関係機関と具体的内容を検討します。
- 誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、地域と行政と関係機関とともに協働して取り組んでいます。
- 地区別計画においては、地域の方々と共に地域の福祉保健推進のための具体的内容を検討すると同時に、区と住民の連絡調整役として、より身近に感じる計画とするよう努めます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

《高齢者支援事業》

- ケアプラザや地域で定期的に体操教室や植栽作業・D I Y講座を実施していきます。
- 自主事業から自主化やボランティア団体に移行を進めていきます。
- 自主的な活動につながるよう参加者に理解を求め、役割を分担し活動してもらいます。
- 地域町内会等からの要望に応じて、健康講座やミニ講座を出前講座として実施しています。
- 地域のサロンでの講座や健康測定、脳トレ等様々な内容で講座を展開しています。
- チームオレンジにつながる活動を行います。
- 認知症サポーター養成講座は、キャラバンメイトの方と協働し、地域の町内会やコンビニ、金融機関、タクシー会社、消防・学校等、様々なところで認知症の理解と普及啓発に取り組みます。
- 「シニアボランティアポイント」講座を定期的に開催し、高齢者への社会参加のきっかけをつくれます。

《子育て支援》

- ケアプラザの貸室を開放して、フリースペースとして利用してもらいます。
- 父親が参加しやすい「子育て支援事業」を計画します。

- 協力医と連携し「子育てに関する講座」を開催します。
- 地域内子育てグループや幼稚園、区、区社協等関係機関との連絡会を定期的に開催します。

《障がい児・者支援》

- 発達障がい児の余暇支援活動を通して、社会参加の促進と保護者のレスパイト支援を目的に行います。
- 上記事業開催時に、別室で保護者同士が気軽に話せる茶話会を設け、横のつながりを持てるよう工夫をします。
- 精神障がい者及び精神症状を有する人を対象に生活支援センターと共催で、気軽に立ち寄れてゆったりと過ごせる事業を開催します。
- 引きこもりの予防や仲間づくりなどで外出する機会を作り、当事者の方が、気が向いたときに「行ける所」として実施します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

- ケアプラザの様々な事業について可能な限り広報し、地域の方に親しんでいただくとともにケアプラザを利用していただくようにします。
- 貸館の利用状況が一目で分かるように、館内のボードに毎日記載します。
- 貸館の登録団体の紹介コーナー設けて、活動の状況を紹介し、地域住民への興味と参加を促します。
- 貸館利用に関する概要や市の規定等を館内に分かり易く掲示し、住民へ周知します。
- ホームページに貸館の概要を視覚的に紹介します。また、貸室のご案内として、利用出来る団体の区分、利用時間、料金、申し込み受付時期等の詳細を紹介します。
- 施設利用団体の方に、ケアプラザでのイベントや事業の活動等を紹介しながら、貸室の有効利用をPRして地域住民の貸室利用の促進につなげます。
- 利用者会議を開催し、貸館についての意見交換や情報提供を行い、より使用しやすくなるように取り組みます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

- ボランティア登録については、新規ボランティアを対象とする「ボランティア講座」や「シニアボランティアポイント事業」を活用したシニア世代の為のボランティア講座を開催し、参加した方に個人ボランティアとしてケアプラザ及び近隣の施設へのボランティア登録を促します。
- 継続的なボランティア活動につなげていくために、希望する活動内容を伺い、その内容に沿っ

て自主事業を紹介しています。初回はボランティア体験として自主事業に参加していただくようコーディネートを行います。

●介護予防のボランティアについては、定期的にフォローアップ研修等を行い、最新の情報や技術の習得ができるよう、段階に応じた教育・育成を行い、地域の担い手として継続的に活動していただけるよう支援していきます。

●生活支援ボランティア希望の方には、「南戸塚支え合い隊」と連携を取り、会へ紹介します。

●区社協のボランティアセンターと連携し、ボランティアの情報や場の提供を行います。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

●地域の福祉保健活動団体の会議には適宜参加します。会議では不明瞭な事柄について補足したり、説明会を設定したり、地域団体と協力していきます。

●担当エリアの課題や現状についての情報交換を行い、地域要援護者に関する情報は直接担当者との情報交換のできる関係を築いていきます。

●民生委員や保健活動推進員等の方々とは事業を通して、事前の打ち合わせを行いながら協働で事業を実施し連携をしていきます。

●民生委員の方々とは、地区踏査を含めて同行訪問を定期的に行います。

●人材等の情報収集は、地域関係役員の方々との顔の見える関係から、日頃の情報交換や話し合いを通して情報を頂いていきます。

●福祉保健団体への情報提供は、会議等でケアプラザからの情報提供として、事業の周知や制度の説明、お知らせ等を行います。

●各地域での会合にも可能な限り参加し、ケアプラザの機能、役割の普及啓発に取り組みます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

《介護認定・介護サービス利用状況のデータの活用》

●担当エリアの高齢者数と、要支援・要介護認定を受けている高齢者の数を把握します。その際、

現在の要介護認定率を把握し、将来生活支援を必要とする高齢者がどれ位になるのかを分析していきます。

●今後地域でどれくらいの認知症の方が生活していくことになるのかも推計し、地域の現状と将来像を分析します。

●現時点で要支援者がどのような生活支援サービスを利用しているのかを把握していきます。

●特に訪問介護と通所介護の利用者数を把握し、訪問介護ではホームヘルパーが訪問時にどのような支援をしているのか分析します。

●住宅地図へマッピングを行います。地域の会合へ参加して、その地域の高齢者がどのように暮らしているのか把握します。

《フィールドワークによる情報収集》

●特に顔の見える関係づくりを重視し、地域の関係機関の定例会・サロン等に参加します。

●各自治会町内会・地区社協会長に向けたアンケート調査を実施したり等ありとあらゆる機会を利用し情報の収集や把握をします。

●「ふれあいポイント事業」を活用し地域の個店や企業を訪問し、直に触れ合っている方々より、ニーズを把握していきます。

《情報共有による分析》

●得られた情報はアセスメントシートや「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」、インフォーマルサービスリストに落とし込み、必要に応じてＣＰ内や関係機関と共有し、話し合いの場などを通して分析を進めます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

●自治会町内会、地区社協、民生委員等地域の関係機関の定例会等に参加し、情報を集めケアプラザ内で共有します

●これらの情報をもとにアセスメントシートや「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」、インフォーマルサービスリストに落とし込み地域資源のより正確に把握を目指すとともに、今後の目標設定や支援を図ります。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- 協議体は、生活支援コーディネーターと共に地域の方々を中心に関係機関を巻き込みながら開かれた形で実施していきます。
- 協議体は目指す地域像について協議をする場だけではなく、地域づくりに向けた実践についても行っていきます。
- 協議体は、地域づくりが目的のため、地域ケア会議、地区社協、自治会町内会のような地域の様々なネットワークと連携を取っていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- 地域には様々な人や組織が存在し、高齢者の暮らしを支える資源があるにも関わらず、必要としている人に繋がっていない、あるいは資源通しが連携できていない場合があります。
- このような場合に生活支援コーディネーターが「つなぎ役」として地域の人・組織や点在するニーズ、資源を結びつけて多様なネットワークを構築し、支え合いを継続、発展できるようにします。
- 地域資源等は、「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」に落とし込み、マッチングしやすいようにします。
- 「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」の利用やその他さまざまな情報の取得に欠かせないパソコン講座やスマホ講座も開催し、ICTに親しんでいただきます。
- 高齢者の日常生活における不自由さを解決する方法が見つからない場合は新たに作っていきます。その判断基準は「あると助かる」とします。
- 高齢者本人、周囲にいる方々の「あると助かる」両方からの目線を持って取り組みます
- 地域での「支え合いマップ」作りはとても有効な方法で、地域の課題把握やサービスの創出、関係機関等に協力を得る際に活用します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 地域課題の把握や課題が複雑・多様化している総合相談では、地域包括支援センターのみならずケアプラザ全体で課題を共有すべき最重要な事業と位置付けています。
- 3職種を中心に常に情報を共有し、地域住民への支援が的確にできるように調整をしています。
- 情報共有方法は、毎朝包括職員でのミニカンファレンスを行い、個別支援の方向性の確認や、円滑な業務遂行のために職員間での協力体制がとれるようにします。
- 多問題ケースについては施設内の専門職との意見交換や会議等を臨機応変に行い、ケアプラザとしての援助方針を明確にし、必要時には行政及び関係機関との連携を取りながら支援を行っていきます。
- 地域の様々な情報を持っている民生委員児童委員との連携を目的とした自主事業「ハートラインMM」を通して、いち早く支援が必要な方々の相談が出来るようにします。
- 独居や認知症高齢者問題だけでなく、精神疾患、家族関係の課題等様々な事例に対応できるよう、全職員への研修や自己研鑽を促し職員のスキルアップを支援しています。
- 相談に来た際に、包括職員が不在であっても、必ず相談対応できるように相談受け入れの初期対応のマニュアルを作成します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- チームオレンジの普及啓発に取り組みます。
- 認知症サポーター養成講座は、キャラバンメイトの方と協働し、地域の町内会やコンビニ、金融機関、タクシー会社、消防、学校等、様々なところで認知症の理解と認知症になった方や家族等を支援ができるように認知症対策を進めます。
- 認知症にかかわる講座を地域住民向け開催し、認知症の理解の普及啓発に努めます。
- 認知症初期集中チームと連携し、軽度の段階より必要な治療や支援につなぎ症状の進行を遅らせたり、家族支援に取り掛かります。
- 認知症の方が地域で参加できる場やサロンの後方支援を行います。
- 認知症の方の消費者トラブル防止の取り組みに努めます。
- 認知症になっても安心して自分らしく暮らせる地域を目指します。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 専門である社会福祉士が対応して行きますが、必要に応じて関係専門機関に繋げると共に、区とも連携の上で適切な対応を迅速に取るよう努めます。
- 虐待を等発見した際は、速やかに区役所と連携します。
- 虐待については地域包括支援センターとなりますが、その他の職員に対しても毎年虐待に関する研修を行い、全職員で虐待に対する意識を高めます。
- 成年後見制度や権利擁護について知ってもらえるよう、自主事業として専門職にご協力をいただき、講座や介護者の集いを開催するなど、地域住民への普及啓発を行います。
- 認知症の方の消費者トラブル防止の取り組みに努めます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じることが出来るよう地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行います。

■在宅医療・介護連携推進事業

病気や障害があってもいつまでも住み慣れた地域や自宅で安心して暮らしていけるよう「ほーめっと」や在宅医療相談室等関係機関と連携を取りながら、在宅医療や、介護サービス等が一体的、継続的に提供されることが重要です。そのために医療・保健・福祉の関係者のネットワークを作り、切れ目の無いよう支援体制を構築していきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- 個別レベル地域ケア会議・ケアプラザレベル地域ケア会議を行い、地域にどのような問題やニーズがあるのかを洗い出し、よりよい支援・課題解決の検討や新たな地域ネットワークや資源の

創出等につなげ、地域包括ケアシステムを推進していきます。

●地域ケア会議開催時には、行政、医療機関、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、地元企業、自治会町内会、地域住民等様々な方に参加していただき新たなネットワークづくりやインフォーマルサービスの開発について検討します。

●区レベルの地域ケア会議に参加します。区内の医療・保健・福祉の関係機関でより連携できるように情報交換をします。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

●可能な限り自立した生活が継続できるよう、その人らしい生活の維持向上に向けて、適正なプランの作成ができるように、ケアプラザにてプラン研修等を開催します。研修会には、地域の居宅介護支援事業者にも声掛けし、マネジメントの支援や適正なプラン作成について勉強します。

●包括支援センター内に専門のプランナーを配置します。

●指定居宅介護支援事業者への業務委託については、公平・中立に対応し、「ハートページ」等を利用し広く情報提供しながらご利用者の希望を確認し、要望に合った事業者を複数紹介しています。

●関係機関と連携をとりながら、必要に応じてインフォーマルサービス、地域資源の紹介を行い、ケアプランに取り入れた支援を行います。

●インフォーマルサービスについての情報は、地域活動グループ・場所についてわかりやすく表示した資料を作成し、地域資源の情報をいつでも活用できるようにしています。

●地域の居宅介護支援事業者には、隔月のケアマネジャーの会で地域資源を紹介し、インフォーマルサービスを活用した自立に向けてのプランニングができるように支援していきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

●ケアプラザ事業で定期的に介護予防体操やフレイル予防の講座を開催し、健康についての普及啓発を行います。

●地域の会合やサロンに積極的に出向き、介護予防教室を実施し、身近で出来る介護予防を継続的に推進していきます。

●町内や地域の要望に応じて、認知症講座や介護保険の説明会や体操教室を展開し、地域の方々への普及啓発活動を積極的に行います。

●地域の既存活動グループへの後方支援を定期的に行い、継続的な地域活動を支援しています。

- リタイアされた男性や高齢者を対象とした料理教室や健康教室を継続して開催し、社会参加を促すとともに、地域の担い手として活動支援を促しています。
- 介護予防に係るボランティアを育成し、ケアプラザや各地域で開催される介護予防体操の補佐をしながら、各地域での介護予防教室を開催できるよう支援していきます。
- 区と密に連携し、ケアプラザ事業で行った各地域での教室を元気づくりステーションへ移行し、継続して実施できるよう支援していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 各専門機関との連絡会を定期的に行います。
- 民生・児童委員とケアマネジャーの連絡会では、医療機関と連携し、講義等を通して地域医療連携の促進を図っています。
- 地域ケア会議を開催します。区役所・区社協・ケアマネジャー・医師・介護サービス事業所・医療関係者・民児協等多職種に参加いただきます。
- 事例検討会では多職種の関わりが必要な方を事例にあげて、地域の様々なネットワークの必要性を検討し、構築できるように努めます。
- ケアプラザ自主事業に、参加者が積極的に活動していただけるよう企画の段階から参加して、主体的に力を発揮していただくことから、地域でのボランティア活動につなげていけるよう支援していきます。
- 自主事業やデイサービスにおいて、地域の方が体操や音楽の指導を行うなど、様々な機会に地域ボランティアが参加できるような活動の場を提供し、支援していきます。
- シニアボランティアポイント受け入れ施設の情報を常に提供して、地域で活動できるように働きかけます。
- 地域活動団体の方、ボランティアの方、地域の担い手の方々にお集まりいただき、お互いの情報交換と活動の紹介等の場を作り、地域でのインフォーマルサービスとしてより活発な活動となるようお互いの連携を目的として支援していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

- 包括支援センターを併設しているため、多問題ケースや、他の居宅介護支援事業所では支援困難となったケースを積極的に受け入れます。
- 包括支援センターや地域活動・交流と積極的に連携し、介護サービスの提供のみならず、生活全般の支援を行うよう努めます。
- 介護予防支援事業者との連携は、情報交換を密に行い、問題があればいつでも相談できるように、包括主任ケアマネジャーの存在と役割を周知していきます。
- 事業所が入手した法令上の情報等は、所内で共有するだけでなく、包括支援センター主任ケアマネジャーにも伝え、他事業所にもいち早く伝わるよう努めていきます。
- 区で実施している「みつけてネット」や「みまもりネット」への情報提供をはじめ、連絡があった際には積極的に協力するよう努めていきます。
- 地域ケア会議へも積極的に参加し、ご家族とケアマネジャーやサービス機関、地域の見守りを担う各役員と共に、個別ケースの検討や地域課題解決に向けての話し合いを行い、地域包括ケアシステムを推進していきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

- ご利用者受入れについては、居宅介護支援事業と同様、他事業所では対応困難な利用者も受け入れていきます。
- サービス提供の手法や対応についても検討し、情報の共有を徹底します。
- 常にデイサービスが日常生活の一部であるということを基本に、利用者・ご家族の生活に合ったサービス提供に努めます。
- 利用者アンケートや直接の聞き取りによる要望を尊重し、利用者の希望するプログラムを積極的に取り入れます
- 定員 45 名はデイサービスとしては多人数ですが、個別のメニューを作成し、小グループでのレクレーションや余暇活動を中心としたプログラムを実施します。
- 運動会等大規模ならではの集団での催しも定期的に提供します。
- ご利用者の期待が大きな昼食のメニューには十分に工夫をし、季節に合わせた特別メニューを提供し、食から季節の移り変わりを味わえるよう取り組みます。
- 利用中に体調の変化や急変が生じた場合は、即時、家族やかかりつけ医と連絡をとり救急対応が取れる体制にします。

●緊急時にかかりつけ医との連絡がつかない場合は、法人グループの医療機関と連絡を取り、適切な対応が出来るような体制を整えます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

- 収支計画については、無理のない収支計画を作成します。
- 開設 23 年経過しているため、修繕計画をたて、行政と相談のもと、計画的に費用の執行を心掛けます。
- 利用者負担分については、利用者に還元するという考え方で計画をして行きます。
- 次年度への繰り越しを修繕積立及び年度切り替えにかかる経費のみに抑えるよう努めます。
- 居宅介護支援事業では、包括支援センターを併設していることから多問題ケースの相談も多く、24 時間対応を行い、事業所加算を取得する体制をとっていきます。加算体制を継続していく事で、ケアプラザの運営状況を改善することができると考えています。
- 利用者が利用しやすい施設であるために、利用者中心の支出を意識して設備・機器等や修繕を優先に支出を行っています。
- 正規職員・パート雇用職員に関わらず、職員・スタッフの研修にかかる費用を充実させ、ソフト面での利用者への還元を意識して収支計画を作成するよう努めます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

- 受益者負担の原則にのっとり、必要不可欠な費用は原則徴収しますが、参加費の負担が最小限になるよう費用を出来る限り圧縮して利用者への配慮を重視します。
- 自主事業については、基本的には無料で地域住民の方々に参加いただいておりますが、自主化に移行できる事業については、最小限の参加費を徴収しながら実施し、その後の自主化につなげるための計画的運営を行います。
- 自主化に移行できることで、指定管理料からの講師料等の負担が軽減します。
- 地域の方によるボランティア講師による自主事業を考えています。
- 施設管理や物品購入や通信費等については、自動更新とせずに複数の業者から見積もりを取り寄せ、好条件の業者を優先的に採用して新たな経費削減につながる契約を行うようにします。
- 除草については、ボランティアによる活動にして、活動の場の提供に努めると同時に費用削減につなげます。

●日々の業務で改善可能なことを進めていきます。

- ①ペーパーレス化
- ②モノクロプリント
- ③両面プリント
- ④エアコンは適温設定（夏は 27℃、冬は 20℃）し、扇風機等の併用
- ⑤ケアプランデータ連携システム導入

指定管理料提案書
(横浜市 南戸塚 地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	9,537,500円	10,086,250円	10,715,000円	11,375,000円	12,140,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	400,000円	408,000円	416,000円	425,000円	435,000円
事業費		自主事業費	☐	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
事務費		備品購入費 事務消耗品 旅費交通費 通信費 印刷製本費 リース料	☐	7,247,500円	6,390,750円	5,424,000円	5,441,500円	4,666,500円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	6,100,000円	6,400,000円	6,730,000円	6,043,500円	6,043,500円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円
合計				23,038,000円	23,038,000円	23,038,000円	23,038,000円	23,038,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域
ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	24,112,500円	24,658,750円	25,225,000円	25,855,000円	26,456,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	850,000円	867,000円	885,000円	900,000円	920,000円
事業費		自主事業費	☐	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
事務費		備品購入費 事務消耗品 旅費交通費 通信費 印刷製本費 リース料	☐	4,642,500円	3,999,250円	3,335,000円	3,070,000円	2,449,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	1,620,000円	1,700,000円	1,780,000円	1,400,000円	1,400,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				32,481,000円	32,481,000円	32,481,000円	32,481,000円	32,481,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+ (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		自主事業費	☐	500,000円	500,000円	397,000円	345,000円	293,500円
事務費		備品購入費 事務消耗品 旅費交通費 通信費 印刷製本費 リース料	☐	535,000円	432,000円	432,000円	380,000円	328,500円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		講師謝礼金 ファイル・テキスト作成用コピー 用紙・名札等事務消耗品	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市 南戸塚 地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	23,038,000円	23,038,000円	23,038,000円	23,038,000円	23,038,000円
		地域包括支援 センター運営事業	32,481,000円	32,481,000円	32,481,000円	32,481,000円	32,481,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			61,858,000円	61,858,000円	61,858,000円	61,858,000円	61,858,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円
		居宅介護支援事業	22,500,000円	22,500,000円	22,500,000円	22,500,000円	22,500,000円
		通所系 サービス事業	100,000,000円	100,000,000円	100,000,000円	100,000,000円	100,000,000円
			129,500,000円	129,500,000円	129,500,000円	129,500,000円	129,500,000円
	その他収入						
		191,358,000円	191,358,000円	191,358,000円	191,358,000円	191,358,000円	
支出	内訳	人件費	125,050,000円	126,273,000円	127,597,000円	129,015,000円	130,514,000円
		事業費	13,284,000円	13,284,000円	13,181,000円	13,129,000円	13,077,500円
		事務費	21,825,000円	20,222,000円	18,591,000円	18,291,500円	16,844,000円
		管理費	10,720,000円	11,100,000円	11,510,000円	10,443,500円	10,443,500円
		その他					
			170,879,000円	170,879,000円	170,879,000円	170,879,000円	170,879,000円
	うち団体本部経費						
収支			20,479,000円	20,479,000円	20,479,000円	20,479,000円	20,479,000円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市 南戸塚 地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数
(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数	0.5000人	0.5000人	0.5000人	0.5000人
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数
(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由
提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

人員配置は正規職員については規定数を配置し、臨時雇用職員については、すでに就業しているベテラン職員ということもあり最低員数の配置となっています。

団体の概要

(令和 7 年 2 月 1 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん ほうこうかい) 社会福祉法人 朋光会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒245-0051 横浜市戸塚区名瀬町 1566 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6 同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和 61 年 12 月 2 日
沿革	・昭和 6 1 年、深刻な核家族化社会を背景に、有床診療所で地域医療の実践をする中、高齢者介護の必要性を実現・実行するために社会福祉法人朋光会を設立。翌昭和 6 2 年、特別養護老人ホーム「太陽の國」を開設。 ・平成 4 年、「太陽の國」南館増設、本入所定員 1 3 0 名、短期入所定員 2 0 名となり、認知棟を新設し、通所介護事業も開始。 ・平成 1 1 年、デイサービスセンター横浜市戸塚柏桜荘で、独立した受託運営による通所介護事業を開始。 ・平成 1 4 年、横浜市南戸塚地域ケアプラザの受託運営を開始、平成 1 8 年より指定管理者として運営。平成 2 3 年度以降は既に指定管理者として選任されている。 ・平成 1 8 年、特別養護老人ホーム「太陽の國ほ도가や」を全室個室のユニットケア型の施設として本入所 7 2 室、短期入所 1 6 室で開業。 ・平成 1 8 年、老人福祉センター及びデイサービスセンター横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者に選任され 2 事業一括で運営開始。 ・平成 2 0 年、横浜市名瀬地域ケアプラザ及び名瀬地域ケアプラザ通所介護について指定管理者に選任され運営開始。 ・平成 2 3 年、横浜市川島地域ケアプラザの指定管理者に選任され運営開始。 ・平成 3 1 年、養護老人ホーム「名瀬の森」を定員 120 名で開業。 現座、以上の 7 施設で 8 事業を展開しています。
事業内容等	(1) 第一種社会福祉事業 ・特別養護老人ホームの経営 ・養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 ・老人デイサービス事業の経営

	・老人短期入所事業の経営 ・老人介護支援センターの経営 ・老人福祉センターの経営 (3) 居宅介護支援事業 (4) 地域包括支援センター (5) 地域ケアプラザにおける地域活動交流の事業			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	2,261,716,097	2,258,640,762	2,195,574,119
	総支出	2,107,995,777	2,235,317,136	2,157,930,462
	当期収支差額	153,720,320	23,323,626	37,643,657
	次期繰越収支差額	235,967,057	389,687,377	413,011,003
連絡担当者	【所 属】本部事務局 【氏 名】 【電 話】045-812-6771 【FAX】045-812-6793 【E-mail】			
特記事項				